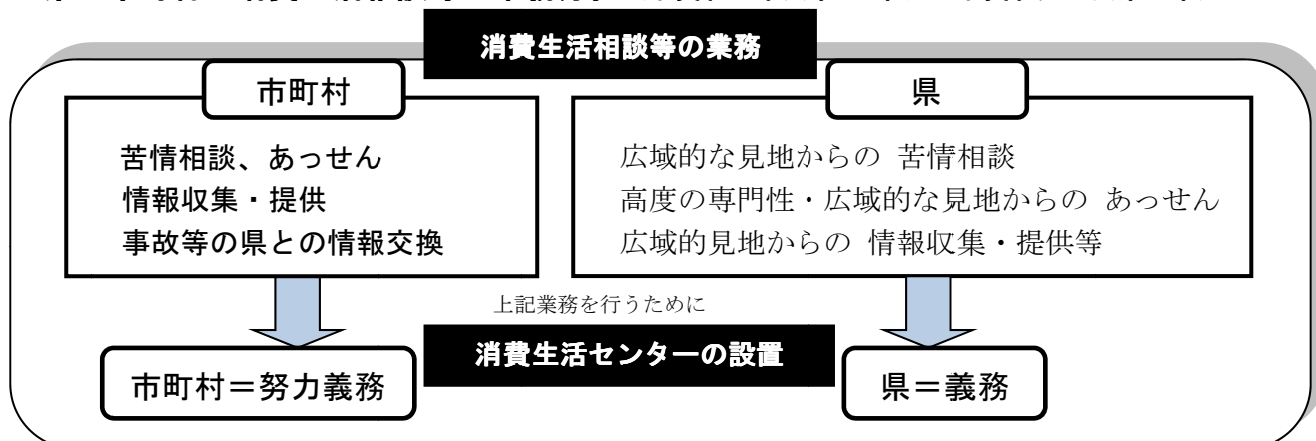


県消費生活センターのあり方について

県民文化部くらし安全・消費生活課

1 県と市町村の消費生活相談等の業務分担（消費者基本法第19条及び消費者安全法第8条）



2 市町村消費生活センターの設置（広域化を含む）状況（平成31年4月1日現在）

区 分	「消費生活センター」設置市町村	人口カバー率
平成20年度	1市 [うち新規：長野]	—
平成21～ 26年度	12市 [うち新規：松本 千曲 大町 茅野 伊那 小諸 安曇野 佐久 塩尻 飯山 岡谷]	57.0%
平成27年度	16市1町 [うち新規：上田 飯田 諏訪 駒ヶ根 下諏訪]	74.2%
平成28年度	16市3町4村 [うち新規：池田・松川（村）・白馬・小谷（※1） 富士見・原（※2）]	76.8%
平成29年度	19市5町6村 [うち新規：須坂、中野、東御、 高山・信濃・小川・飯綱（※3）]	84.4%

（※1）協定等に基づき、大町市消費生活センターが構成町村の住民から寄せられる相談・苦情を処理（H28.4.1～）

（※2）協定に基づき、茅野市消費生活センターが構成町村の住民から寄せられる相談・苦情を処理（H28.10.1～）

（※3）協定に基づき、長野市消費生活センターが構成町村の住民から寄せられる相談・苦情を処理（H30.1.1～）

3 県と市町村との相談分担率

区 分		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		市町村センター	県センター	市町村センター	県センター	市町村センター	県センター
市	件数	6,541	5,481	7,743	5,034	8,570	5,188
	分担率	54.4%	45.6%	60.6%	39.4%	62.3%	37.7%
町 村	件数	276	1,525	306	1,493	503	1,625
	うち未設置町村	191	1,333	186	1,229	325	1,378
	分担率	15.3%	84.7%	17.0%	83.0%	23.6%	76.4%
	うち未設置町村	12.5%	87.5%	13.1%	86.9%	19.1%	80.9%
全 県	件数	6,817	7,388	8,049	6,908	9,073	7,173
	分担率	48.0%	52.0%	53.8%	46.2%	55.8%	44.2%

※相談分担率＝市町村センター又は県センターが受けた相談件数／相談件数

※全県の件数には、県外の相談者等が含まれるため、市と町村の合計値と一致しない。

※「うち未設置町村」については、上記2に記載する町村以外を対象。